

亀山市告示第84号

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市不妊治療費助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第4条中「食事に要した」の次に「経費、入院費、凍結保存に係る」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、助成の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療に係る経費

(2) 代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費

(3) 借り腹（夫の精子及び妻の卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費

第5条第1項中「不妊治療を受けた者のうち」を「夫婦のうち不妊治療を受けた者で」、「被扶養者で」を「被扶養者、かつ」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年度分の助成金の交付から適用する。